

『江都督納言願文集』所収追善願文の文章構成について

山 本 真 吾

目 次

- 一、はじめに
- 二、『江都督納言願文集』について
- 三、文体分析の視点としての文章構成法
- 四、『江都督納言願文集』所収追善願文の文章構成
- 五、唱導文献に引用された『江都督納言願文集』所収追善願文の摘句——文章構成との関わりから——
- 六、むすび

一、はじめに

国語史研究の谷間と言われた院政・鎌倉時代の言語の研究も、ここ数年の進展にはめざましいものがあり、文字・表記、文法、音韻研究はもとより口頭語や漢語を中心とした語彙研究に関する論考も多くを数えるようになった。

しかしながら、鎌倉時代の言語体系全般については依然その輪郭さえもぼんやりとしたままであつて不透明の感を拭し得ない⁽¹⁾。その主たる原因の一つに、夙に築島裕博士が「鎌倉時代の言語体系について」(『国語と国文学』51—4、昭49・4)に於いて指摘された、膨大な量の漢文体の述作の多くがなお手つかずの状態であり、その位置付けの未だなされてい

ないことがあると思われる。議論を院政期に限定しても、今昔物語集を中心とする説話の言語の研究は盛んになされるにもかかわらず、他の当代の述作についてはほとんど等閑視されてきた側面の存することは否めず、従つて院政期の言語世界の全体像が見えにくくなっていることも事実である。

院政期の漢文体の述作と一口に言つても多種多様なものが存するけれども、当時の文学として、最も公的な晴れの意味を持つ一ジャンルとして願文・表白の類が存する。

小峯和明氏の指摘される如く、とりわけ院を願主とする堂供養や院の追善といった法会は、まさに国家を象徴する一大晴儀でありその法会自体を言語で莊嚴し浄化する役割を願文はおびた。即ち、ここに願文、表白の類をさけて、院政期の言語体系を解明することは出来ないと思う由縁があり、この種の文章は背後に国家を背負つた院政期という時代の表現であつたと認め得るのである。

大江匡房は、この院政期の文人貴族にあつて著述の質・量ともに群を抜いているが、中でも願文の述作はおびたしいものがある。匡房の願文は、法会儀礼の盛行に即応し、院政期文化の動向を如実に反映しているものと見られる。本稿では、まず、この大江匡房の作品に注目し、彼の願文の表現の類型的性格を析出してみたいと思う。

二、『江都督納言願文集』について

(1) 従来の研究

大江匡房作の願文の全容は、没後の編纂と思われる『江都督納言願文集』に窺えるが、巻第四を欠く現存分だけでも優に百二十篇を超える。

この『江都督納言願文集』に関する研究は、未だ多くはなく、次の十篇を数える程度である。

①山崎誠「身延文庫本『江都督納言願文集』零本について」(『国語国文』50—6、昭56・6)

『江都督納言願文集』所収追善願文の文章構成について

- ②同「江都督納言願文集佚文(覚書)」〔国書逸文研究〕10、昭58・2)
 ③宮田俊彦「江都督納言願文集」について」〔常磐学園短大研究紀要〕12、昭58・12)
 ④小林芳規「六地藏寺蔵『江都督納言願文集』の訓點について」(六地藏寺善本叢刊第三卷『江都督納言願文集』解題、昭59・汲古書院)

⑤山崎誠「六地藏寺蔵『江都督納言願文集』の本文について」(同右)

⑥細田季男「江都督納言願文集」と唱導文獻」〔中央大学国文〕28、昭60・3)

⑦小峯和明「江都督納言願文集」の世界(一)——堀河院追善願文を中心に——」〔中世文学研究〕13、昭62・8)

⑧同「江都督納言願文集」の世界(二)——後三条院関連願文を中心に——」(同14、昭63・8)

⑨同「江都督納言願文集」の世界(三)——中宮賢子追善願文をめぐって——」(同15、平元・8)

⑩同「江都督納言願文集」の世界(四)——江家をめぐる——」(同16、平2・8)

①～⑥は、本文ならびにそれに加えられた訓點について、⑦～⑩は、一連の注釈作業を通して匡房作願文の文学史的意義を闡明せんとするものである。

(2)『江都督納言願文集』所収願文の概観

『江都督納言願文集』の構成は、願主や追善の対象となっている故人の身分によって部類されている。即ち、巻第一帝皇、巻第二仙院・后妃、巻第三大臣・諸卿、巻第五女人・尼公、巻第六上客・庶人の如くである。現存諸本巻四を欠いている(先掲①・②山崎論文)が、金沢文庫本『言泉集』や叡山真如蔵本『類句抄』などより、僧侶に係る「出世間部」であつたろうと推定されている(⑥細田論文)。

所収願文の配列については、六地藏寺本と身延文庫本で異なる場合があつて、例えば、六地藏寺本の巻第二に収められている「堀河院御仏事」は、身延文庫本では巻第一に収められていてこの場合は内容上巻第一が妥当であろうことが

指摘されている(⑤山崎・⑦小峯論文)。

文章の内容は、死者の冥福を祈る追善願文を中心として、供養堂塔・神祠修善などの願文が収められている。但し、所収の作品には願文以外のものも含まれていると見られ、「院熾盛光御修法祭文」(巻第一)や「陽明門院諷誦」(巻第二)などを拾うことができる。従って、「——願文」と標題のない場合は、その扱いに注意することが必要となってくる。

三、文体分析の視点としての文章構成法

本稿の目的は、『江都督納言願文集』に収められている願文の表現の類型的性格を析出することにある。考察の視点は多々存しようが、まずは、文章全体に目を向けて文章構成法について考えてみることにする。願文の文章構成については、以前に平安初頭期の空海や菅原道真の作品について考えたことがある。⁽³⁾ その際にも扱った山岸文庫本整版『王澤不渴鈔』二(『諷誦願文表白筆跡』も同一)に次のように定められている。

- 一番 四種次第(二世間無常通用儀也・一孝行儀・一仏法贊嘆・一悲嘆哀傷)
- 二番 聖靈平生存生之様
- 三番 病中之様
- 四番 逝去之様
- 五番 悲嘆事
- 六番 日数事
- 七番 修善仏経事
- 八番 時節景気事
- 九番 昔因縁事

『江都督納言願文集』所収追善願文の文章構成について

十番 廻向句事

右の二番聖靈平生生存之様々五番悲嘆事より、これは追善願文に限つての構成を示したものと考えられる。そこで、以下、匡房の願文に於いても中心的な位置を占めるこの追善願文について考察することとする。

四、『江都督納言願文集』所収追善願文の文章構成

(1) 検討の対象

『江都督納言願文集』所収の文章には、願文以外の作品も含まれていることは、前項に於いて指摘しておいたが、他に標題に「——願文」の称の見えない篇が相当数存する。祭文・諷誦文などの内容・言語表現上の相違が明らかになつてくれば、次第にこれらもそれぞれに願文・祭文・諷誦文と認定されてゆくのであろうが、今はさしあたり標題に「——願文」の称を明示し、かつ年紀があつて作成年次の明確なものを選定した。このうち、亡き人の菩提を祈願する追善願文は、筆者の調査では二十篇を数えた。左に作成年次の古いものから順に掲げてみる。

- 1、後三条院五七日御願文（巻第一、延久五年六月十二日）
- 2、殿下御八講願文（巻第三、承保二年五月四日）
- 3、為亡室四十九日願文（巻第六、承保四年六月廿四日）
- 4、金剛寿院供養願文（巻第二、永保二年六月十三日）
- 5、法勝寺常行堂供養願文（巻第二、応徳二年八月廿九日）
- 6、円徳院供養願文（巻第二、応徳三年六月十六日）
- 7、母堂為先老修善願文（巻第五、寛治二年六月廿二日）
- 8、安楽寺内満願寺願文（巻第三、康和二年九月十九日）

- 9、遠江内侍為母周忌願文（卷第五、長治二年十一月六日）
- 10、堀河院旧臣結縁經願文（卷第一、嘉承二年九月）
- 11、前女御道子逆修願文（卷第二、嘉承二年十月日）
- 12、皇后宮亮願文（卷第六、嘉承二年十二月廿一日）
- 13、奉為故博陸殿室家被供養自筆法華經願文（卷第五、嘉承三年六月廿八日）
- 14、同右（同右）
- 15、源中將願文（卷第六、天仁元年十二月二日）
- 16、右大弁奉明母被修逆修善願文（卷第三、天仁二年二月日）
- 17、中宮御堂供養願文（卷第二、天仁二年六月廿九日）
- 18、円宗寺五大堂願文（卷第一、天仁三年）
- 19、顯季卿室千日講結願願文（卷第五、天永元年十一月三十日）
- 20、大北政所奉為故二条殿於高陽院被修八講願文（卷第五、天永三年六月）

(2)文章構成の實際——後三条院五七日御願文・法勝寺常行堂供養願文の場合——

匡房の願文の内、文学的価値の高い作品については、既に小峯和明氏の注釈があり、構成次第の各段毎に分かつて検討されている。

ここでは、小峯氏の御論に導かれつつ、右の(1)の願文の中で、最も作成年次の古い1、後三条院五七日御願文と、堂供養の願文であるが故中宮賢子の追善の意を込めた5、法勝寺常行堂供養願文の二篇を取上げ、文章構成の実際を見てゆくこととする。(本文は六地藏寺本に拠ることを原則とし、訓点は省略に従った)⁽⁴⁾

(標題) 後三条院五七日御願文

『江都督納言願文集』所収追善願文の文章構成について

〔一番 四種次第——一、世間無常通用儀也〕

風聞 〔義句〕 叨利天之多樂也 未免悲於五衰之日

〔義句〕 有虞帝之至聖也 遂告別於九疑之雲

分段之理

生死難免 〔緊句〕 者也 〔送句〕

〔二番 聖靈平生存生之樣〕

伏惟 太上法王 龍宮懃德

〔傍字〕 鳥紀讓仁

握乾凶而臨朝 祐四境於宛步之外 〔緊句〕

居北辰而理政 字万民於子来之中 〔密隔句〕

莫下 儒雅皆仰中興之風

〔傍字〕 花夏悉返大素之俗 〔長句〕

〔四番 逝去之樣〕

然猶 幽閑有心 忽樂脫屣於姑射之山 〔5〕

〔傍字〕 幻泡厭世 更逐虚舟於菩提之海 〔6〕 〔雜隔句〕

天不与善 去月七日遂以晏駕

神無祐謙 〔7〕 〔漫句〕

仁山已崩 万木猶含傷差之色 〔緊句〕

德水早竭 四海共揚嗚咽之声 〔雜隔句〕

計春秋於四旬 既同魏文皇帝之宝祚

唱滅度於仲夏 自当嘉祥大師之忌辰 〔密隔句〕

〔六番 日数事〕

方今 哀案相变

〔傍字〕 仍与五七於往日 敬嘸六十臥雲 〔漫句〕

光陰暗遷 〔緊句〕

掃燕寢而設齊会

捧惠業而祈正覺

〔七番 修善仏経事〕

奉造立金色阿弥陀仏觀音勢至像各一躰 奉書金色妙法蓮華經一部 弥陀心経等各一卷 奉摺写墨字六十部開結経 〔邊句〕

天上天下之尊 瑩毫相於紫金

无二无三之教 盡莊嚴於彩錢 〔密隔句〕

〔五番 悲嘆事〕

彼 鳳闕鶴禁之為遺躰也 傷思於青鳴之露 〔傍字〕

椒庭蘭陵之為偏孤也 銷魂於白楊之風 〔密隔句〕

〔以下、九番昔因縁事カ〕

於戲 適依往昔之因 今世已隔晨昏之厚顧 〔傍字〕

幸添母子之儀 何日亦逢平生之慈顔 〔長句〕

臨盛夏而雪泣焉 柏城之煙色応変

对満月而露膽矣 蓮臺之華飾欲添 〔密隔句〕

* 線團ミ部分ハ八番時節景氣事カ 〔密隔句〕

生前善根 誠非龍轅之所盡

夢後妙果 定知烏瑟之无疑 〔8〕

〔十番 廻向句事〕 〔雜隔句〕

縦雖備十地之□位 依我方赤之力

縦雖唱三身之成道 添彼円明之光 〔長句〕

乃至阿鼻悉備香脣 〔漫句〕

敬白

一番四種次第で冒頭にて生死無常の理を述べた後、二番聖靈平生存生之様で後三条院の生前の至徳を礼賛し、次いで四番逝去之様が綴られる。六番日教事・七番修善仏経事にて眼前の法会の様子・修善の仏像經典のことが記して留められ、ふり返つて五番悲嘆事で、亡人の死を嘆く描写となる。結びは、十番廻向句にて衆生救済を期す。

右の中で、八番・九番の理解・位置付けが問題となる。

時節景氣を描いているのは、確かに「臨盛夏」・「对満月」の部分であるが、この密隔句中の上句の下部は「雪泣」・「露膽」であつて後三条院の死を悲嘆する表現となつており、この対句を五番悲嘆事の内容とも理解できるように思われる。

八番に相当する表現としては、他の作品にも

○ 椒房月暗 妬梁鷺之雙栖 虚空落淚 秋草霑而露寒

蘭殿燈銷 傷隙駟之難逐 山野含悲 紅林摧而風咽

(堀河院御仏事願文)

の如く見えるが、これも景氣に重ねて悲嘆する表現であり独立してはいない。

そして、九番昔因縁事カと疑問を残した箇所は「往昔之因」によって「母子之儀」を得たという表現で、願主と故人についての「昔」の「因縁」を綴っている。しかしながら、これも、現世での縁を絶たれた悲しみに導く表現中の所であり、五番の内容に包摂しようと考えることも可能である。加えて、『王澤不渴鈔』に言う九番昔因縁事は、通常、古典籍の故事を踏まえた表現部分と理解できるのであって、例えば、金沢文庫蔵『言泉集』⁽¹⁰⁾の標題等に「因縁」とある帖の内容は、

○孝子傳上云伯瑜「韓伯瑜者宋一都一人也少失父二與母共居孝敬丞々々(以下略)(四帖之二、孝養因縁)

○差摩婆帝授記經云菩提流支譯「爾時世尊於晨朝時着衣持鉢彌勒相隨俱入王舍大城而行乞食遂爾往到(中略)已上因縁可用女院中御願若又可用福貴之人善事(僧中逆修)

であつて、願主と追善の対象となる故人との「縁」を明示的に表すことを意味しない。

次に見る「法勝寺常行堂願文」などには、『王子年拾遺記』・『楊太真外伝』といった中国古典の故事を踏まえる表現があり、これを以つて九番と認むべきであろうと思われる。従つて、先に八・九番と認めた箇所は、五番の表現として理解すべきものと一応結論づけられる。

この八番・九番の扱いについては、尚問題を残していると思われるので、以下、法勝寺常行堂願文などを検討することで再度触れることとする。

この法勝寺常行堂願文は、白河院の御息所堀河院の母である中宮賢子の一周忌供養に際して、法勝寺に常行堂を建立した折の願文である。

〔標題〕 法勝寺常行堂供養願文

〔一番 四種次第——一、仏法贊嘆〕

蓋聞 無來無去 雲靜於常在之山

〔発句〕 一色一香 花離於偏空之水 希夷之間 不可思議者歟

〔雜隔句〕 〔漫句〕

〔二番 聖靈平生生存之様〕

伏惟 先后 璇宮降芬 託根於博陸之地

〔傍字〕 塗山同慶 同體於九五之天

桃夭春濃 嘲麗花於南陽之月 助霜露之感而十二年 蘋蘩洽於九廟

〔長句〕 專牀第之恩而幾多日 意愛併在一身 〔密隔句〕

〔四番 逝去之様〕

自彼光沈於象魏之秋 煙化蜃衛之夕以降

〔五番 悲嘆事〕 雲雨無跡 相思昔枕 歛晚霜而未能眠

哀樂如夢 合歡旧衾 抛夜塵而与誰共

〔緊句〕 瓊苗金枝之留綺窓也 鏡匣之影猶掩 〔雜隔句〕

紅粉翠黛之隔黃壤也 玉筋之痕難乾 唯知一念之不改

〔六番 日数事〕 〔塚カ〕 綺羅畢兮管弦罷 還傷万事之皆空 〔密隔句〕

殷憂未半 須變婉變之契

〔窓カ〕 周辰欲盈 以廻拔濟之謀

〔緊句〕 〔長句〕

〔七番 修善仏経事〕

法勝寺裏 新建一堂 奉安置等身金色阿彌陀如来像一軀 三尺觀世音得大勢地藏龍樹四菩薩像各一軀 奉書写金字妙法蓮華經一部八卷 無量義觀普賢阿彌陀般若心経各一卷

〔法会ノ様子〕

白毫烏瑟 画妙相於人中之尊 仲秋暮景 就真言教之軌儀 聖賢成群 焼以百和之香

繡栖画梁 倩藻飭於天上之匠 吉曜良辰 修金剛界之供養 槐棘満座 散以四照之尊

便置禅僧 長唱曉夕之念佛〔縁句〕 所生善根

咸資先后〔縁句〕

〔亡者菩提祈願〕

仰願 出車刑之故郷 早入淨妙月輪之界 精舎不傾 宜伝樓至佛之世

別椒房之虚帳 新昇大宝花臺之床 香煙無断 将期星宿劫之時

〔以下、九番昔因縁事カ〕

嗟呼 韶顔如在眼前 鑿金人而擬闇野之石 冥々理 向誰愆之

嬌音絶於耳底 叩花鐘而代斜谷之鈴 綿々之恨 唯佛照之

〔十番 廻向句事〕

乃至法界平等利益 敬白

九番昔因縁事に相当する箇所の「闇野之石」・「斜谷之鈴」は、小峯氏の指摘される如く李夫人・貴妃の故事を踏まえる。

る。

○闇野之石者、漢武帝恋李夫人、刻闇野之石、為彼形、石言云、我有毒、不可令近云々、斜谷之鈴者、玄宗幸

『江都督納言願文集』所収追善願文の文章構成について

蜀之時、聴_レ斜谷鈴声、思_レ貴妃、夜雨聴_レ猿腸断声、猿字可_レ改_レ鈴字、件書昔所_レ披見_二也云々、〔江談抄〕第六・45）
 『江談抄』にも、この願文の「闇野之石」・「斜谷之鈴」のことが話題にのぼっている。右の引用は、匡房の答えの箇所である。

九番とした箇所は、ここでは、その故事を（亡者菩提祈願）を綴る所に重ねている。本願文に於いても九番の独立性は希薄である。

(3) 匡房作追善願文の文章構成上の類型的性格

この項では、残り十八篇を含めて文章構成を見てゆくこととするが、九番に相当する中国古典の故事を踏まえるかどうかは別として、亡者への菩提祈願の箇所は「唯願」・「仰願」等の傍字を冠して共通して描かれることが多いのである。後に述べるように、十番廻向句事との関係も問題となるが、今は、まず、この菩提祈願を認めて匡房の追善願文の表現内容に即して分析することとし、再度、『玉澤不渴鈔』に戻つて考えてみたい。

1、後三条院五七日御願文

一番（世間無常通用儀）「風聞」↓二番「伏惟」↓四番「然猶」↓六番「方今」↓七番↓五番（十八番）↓十番↓「敬白」

2、殿下御八講願文

一番（仏法贊嘆）「弟子某敬白」↓二番「伏惟」↓四番↓五番「於戯」↓七番↓（法会ノ様子）（十八番）↓（亡者菩提祈願）（十九番）↓十番↓「敬白」

3、為亡室四十九日願文

一番（悲嘆哀傷）「弟子某敬白」↓二番「伏惟」↓四番「而」↓五番↓六番「方今」↓七番↓（亡者菩提祈願）↓十番↓「敬白」

4、金剛寿院供養願文

一番（仏法贊嘆）「蓋聞」↓（寺院ノ縁起）「夫」↓四番「爰」↓五番↓六番「方今」↓七番「即」↓（法会ノ様子）
（十八番）↓（亡者菩提祈願）
（十九番）↓十番↓「敬白」

5、法勝寺常行堂供養願文

一番（仏法贊嘆）「蓋聞」↓二番「伏惟」↓四番↓五番↓六番↓七番↓（法会ノ様子）↓（亡者菩提祈願）「仰願」
（十九番）↓十番↓「敬白」

6、円徳院供養願文

一番（仏法贊嘆）「蓋聞」↓二番「伏惟」↓四番「爰」↓五番↓六番「抑」↓七番↓（亡者菩提祈願）「願」
（十九番）↓十番↓「敬白」

7、母堂為先老修善願文

（願文の主旨）↓二番「抑」↓五番「然而」↓七番「仍」↓（亡者菩提祈願）「唯願」
（十九番）↓十番↓「敬白」

8、安樂寺内満願寺願文

一番（仏法贊嘆）「弟子」↓（願主ノ立場カラ発願ノ経緯ヲ述ベル）↓七番「因茲」↓（亡者菩提祈願）↓十番↓「敬白」

9、遠江内侍為母周忌願文

一番（孝行儀）「女弟子」↓四番↓七番「仍」↓二番「抑」↓五番「於戲」
（十九番）↓（亡者菩提祈願）「仰願」↓十番↓「敬白」

10、堀河院旧臣結縁経願文

一番（悲嘆哀傷）「先朝旧臣」↓二番「伏惟」↓三番「於是」↓四番↓五番
（十九番）↓六番↓七番「仍」↓（亡者菩提祈願）「嗟呼」↓十番↓「敬白」

11、前女御道子逆修願文

一番(仏法贊嘆)「夫以」↓(願主ノ立場カラ発願ノ経緯ヲ述ベル)↓七番↓(法会ノ様子)へ十八番)↓(亡者菩提祈願)↓十番↓「敬白」

12、皇后宮亮願文

一番(仏法贊嘆)「弟子某敬白」↓(願主ノ立場カラ発願ノ経緯ヲ述ベル)↓七番↓五番へ十八番)↓(亡者菩提祈願)「仰願」↓十番↓「敬白」

13、奉為故博陸殿室家被供養自筆法華經願文

一番(悲嘆哀傷)「未亡人」↓二番↓四番↓五番↓七番「仍」↓(亡者菩提祈願)「願以」↓十番↓「敬白」

14、同

七番「弟子菩薩戒尼敬白」↓四番↓五番↓(亡者菩提祈願)「願」↓十番

15、源中将願文

一番(悲嘆哀傷)「弟子」↓二番「亡室藤原氏」↓四番「於是」↓五番↓六番↓七番↓(法会ノ様子)へ十八番)↓五番へ九番)「嗚呼」↓(亡者菩提祈願)「唯願」↓十番↓「敬白」

16、右大弁奉明母被修逆修善願文

一番(世間無常通用儀)「弟子某敬白」↓二番「伏惟」↓七番↓五番へ十九番)「於戲」↓(亡者菩提祈願)「仰願」↓十番↓「敬白」

17、中宮御堂供養願文

一番(仏法贊嘆)「蓋聞」↓(願主ノ立場カラ故人ニ言及)「伏惟」↓四番「於是」↓五番↓七番↓(法会ノ様子)へ十八番)↓(亡者菩提祈願)「嗟呼」↓十番↓「敬白」

18、円宗寺五大堂願文

〔聖仁贊嘆〕「蓋聞」↓二番「伏惟」↓四番↓五番↓七番↓（法会ノ様子）へ十八番↓（亡者菩提祈願）↓十番↓「敬白」

19、頭季卿室千日講結願願文

一番（世間無常通用儀）「女弟子藤原氏敬白」↓（願主ノ立場カラ発願ノ経緯ヲ述ベル）「弟子」↓六番↓七番↓（亡者菩提祈願）↓十番↓「敬白」

20、大北政所奉為故二条殿於高陽院被修八講願文

一番（世間無常通用儀）「弟子竟妙敬白」↓二番「伏以」↓五番「乃是」↓七番↓六番↓五番へ十八番↓（亡者菩提祈願）へ十九番↓「昔」↓十番↓「敬白」

以上、匡房の作つた二十篇の追善願文について文章構成を見てきた。その類型的性格としては、一番から七番まで、ほぼこの順で叙述されることを原則としているようであるが、五番悲嘆事は、六・七番に続いて法会の様子を述べた後綴られることもある。

又、三番は、貴人の病氣の様を具体的に描くことを禁忌してか、

○於是 霧露相侵 華氏葛洪之方金丹失驗

歲月推移 （緊句） 佛法神道之禱感應省効 （長句）（10、堀河院旧臣結縁経願文）

を見る程度で詳しくは描かれない。

この二十篇を通覧すると、やはり、八番・九番は、これ単独で記されることはなく、七番に続く法会の様子を述べる下りに八番時節景氣を重ねて記す、又、亡者の菩提祈願の段に九番故事を重ねるといった具合であつて、独立性に乏しく、二次的なものと認むべきであると判ぜられる。

先に、丸括弧に入れて留保したものうち、ほぼ二十篇に共通して描かれたのは、（法会ノ様子）と（亡者菩提祈願）

であつた。

このうち、(法会ノ様子)は、常に七番修善仏経事の後に置かれて内容的にも連続するので七番を含めて差しつかえないように思われる。又、(亡者菩提祈願)も、常に十番廻向句事に前置される。本来、廻向句とは、善行・功德を一切衆生にめぐらすことを願う句であるが、匡房の願文の場合、故人の菩提祈願↓衆生救済祈願という一連の「祈願」を述べて結ぶことが定型化しており、これを包んで十番と見做し得るようである。叡山文庫真如藏『類句抄』⁽¹²⁾には、この亡者の菩提祈願を記す匡房の追善願文中の句を、

○十善轉而爲十号宜聞鵝王万字之胸一 国母改而稱佛母將獻龍女八相之記 匡房(17、中宮御堂供養願文)

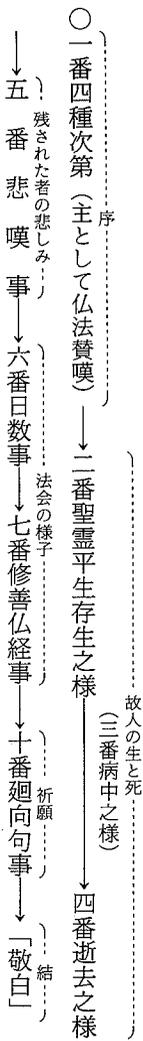
○合歡昔扇生解脫清涼之風一 同心夜枕破妄想顛倒之夢一 不奪浮囊於波旬到八功德一 永全木又於蕙態遊七覺苑 匡房(11、前女御道子逆修願文)

○孝敬之切白花轉爲青蓮恩愛深南陔遂悟中道一 照陽殿之佳人託香煙而再見一 玄都觀之瘦馬賦羅衣而不歸一 (同)

の如く引いているが、これらの摘句は、「第廿二 願文十三 廻向」と題する所に収められており、少なくとも『類句抄』撰述者もこれを十番廻向句事に含めて考えていたであろうと理解されるのである。

結局、先に留保した(法会ノ様子)は七番に、(亡者菩提祈願)は十番に属せしめ得ることになった。

以上の如く考えてゆくと、匡房作追善願文の文章構成は、基本的には次のようになる。



五、唱導文獻に引用された『江都督納言願文集』所收追善願文の摘句——文章構成との関わりから——

『江都督納言願文集』所收の追善願文は、後世の唱導文獻に多大の影響を与えたようである。金沢文庫蔵『言泉集』をはじめとして、『江都督納言願文集』の追善願文より多くの佳句を引用している。今、これらの摘句が、文章構成上、元の願文のどの部分に当るかを見てみる。後世の唱導文獻の引用箇所を調べることによって、匡房作の追善願文のどの部分が後世佳句と認められたかが推定されるばかりでなく、このことを通して匡房が文章構成上のどこに力点を置いて作文したのかも推量されてくると思われる。

後世の唱導文獻に拾われる摘句は次の通りである。

(1) 金沢文庫蔵『言泉集』

○弟子身非_ニ庄生_ニ不能_ク叩_ク益_ヲ而歌材異_ニ曾子_ニ共隔_ニ合誓_ニ之義_ヲ泣而又泣灑_ニ淚_ニ於北芒_ニ之月_ニ歎鎖_ニ魂_ニ於白楊_ニ之風_ニ鸞_ト鏡徒_ト拋_ツ平生之舊容_カ何在_カ鴛衾空_ク委_ス往日之余香猶遺_レ匡房(二帖之一 反魂者) ↓ 3 為_ニ亡室_ニ四十九日願文_ニ五番悲嘆事

○德嶺春風、久垂_ニ一子之慈悲_ニ乳海秋浪_ニ幸全_ニ五尺之形骸_ニ近江内侍為母周忌 同(匡房)(四帖之一 孝養句為亡母) ↓ 9 遠江内侍為母周忌願文_ニ該当句不見

○少_ク而先_ニ暮齒_ニ親_ニ之恨_ニ蒼_ト然_ト不答_レ老而後_ニ壯年_ノ子_ニ之悲_ニ綿_ト終_ニ无_レ期_ニ有_レ恥_ニ向_ニ人_ニ只_レ宜_ク訴_レ佛_ト大北政所為二條殿(四帖之三 亡息) ↓ 20 大北政所奉為故二條殿於高陽院被修八講願文_ニ十番廻向句事

『江都督納言願文集』所收追善願文の文章構成について

○應一千之昌期踐九五之帝位、德越三皇誇誇、之化、智周万物、夷夏歸穆、之仁、聖日楊再昌之惠、風傳中興之名、堀川院法縁結 匡房（四帖之四 断簡）→10堀河院旧臣結縁経願文→二番聖靈平生存生之様

○金輪聖王塞邪寶而獻、金砂之筭、御壽一域而期、南山之齡、圓宗寺五大堂 匡房（四帖之四 取勝講廻向余）→18円宗寺五大堂願文→十番廻向句事

(2) 阪本龍門文庫本啓白諸句集⁽¹³⁾

○降山岳之神靈、受河洛之秀氣、致君於堯舜、返俗於黃炎、四海皆戴旁牛之恩、百官共寄惣己之任、匡房卿→2殿下御八講願文→二番聖靈平生存生之様

○椒柳秋茂、猗菌之月添、慶、龍光春暄、飛鷺之風慙、匡房卿→6円徳院供養願文→二番聖靈平生存生之様

(3) 叡山文庫真如藏本「類句抄」 第十願文一発句

○佛法花滿月圓融之尊影分於百億之外、寶蓮開敷之教香遍於三千之中、京極前太政大臣八講 匡房→2殿下御八講願文→一番四種次第

番四種次第

○佛法摩尼妙覺之珠照一乘於前後、醍醐円頓之味、詭方於古今、白河院供養圓徳院 匡房→6円徳院供養願文→一番四種次第

○聖凡道應文化謂之聖、慈救被蒼生謂之仁、如彼聖与仁、吾豈敢哉、後三桑院→18円宗寺五大堂願文

○*「第廿二 願文十三 廻向」所収摘句ハ前引。
(1)の18、(3)の2・6・18の摘句は、元来、部立て通りに一番四種次第や十番廻向ばかりを収めたものである。これを除外して考えても、その他は、二番一亡者の生前の徳性、五番一残された者の悲しみに集中していることが知られる。

これらは、いずれも、対句によつて綴られる箇所であり、六番・七番の如く、これを原則としないで漫句を中心としているのと対照的である。即ち、六番・七番などが記録的性格の強いのに対して二番・五番は修辭をこらした表現になつており、願文表現の主軸が此辺に存したであろうと推察されるのである。

以上、院政期漢文の研究の一階梯として大江匡房の追善願文を取上げ、『王澤不渴鈔』の基準に照らして文章構成を観察した。補正すべき点も多々存しようが後日に期したいと思う。

残された課題としては、一つに、平安時代初・中期の追善願文との比較があげられよう。時代が下るにつれ、願文の文章構成に何らかの変容が認められるのか否かを調べてみたい。二つめに、匡房作追善願文について、文章構成以外の観点からその言語の分析を行う必要があるように思われる。さしあたり、語彙表現の類型や助字の使い方の傾向をもとめてみることを課題としたい。例えば、五番悲嘆事を描くにも、「白楊之風」・「雲雨」など、如何なる素材を用いて表現するかが問題となる。

さらに、かような語彙表現が、平家物語など、願文・表白の表現の影響が強いとされる作品とどう関係してくるかという問題についても検討したいと考えている。

注

- (1) 小林芳規「鎌倉時代語研究の方法」(平成三年度鎌倉時代語研究会夏期研究集会口頭発表、平成3・8)に於いて鎌倉時代の文献群と言語の性格との相関の全体像を描かれており注目される。
- (2) 小峯和明『江都督納言願文集』の世界(二)——後三条院関連願文を中心に——『中世文学研究』14、昭63・8
- (3) 拙稿「文章構成法から観た平安初頭期追善願文の文体」『三重大学日本語学』2、平安3・6
- (4) 六地藏寺本の訓点の性格については、小林芳規「六地藏寺蔵『江都督納言願文集』の訓点について」(六地藏寺善本叢刊3、昭59・汲古書院)に詳述されている。筆者もこれに関して本文と訓点との対応という観点から調べてみたいと考えている。
- (5) 六地藏寺本「尸従」に作る、身延文庫本(小峯◎論文)によって訂す。

- (6) 六地藏寺本「海」字无、身延文庫に拠り補う。
- (7) 六地藏寺本「神無」の二字无、身延文庫本に拠り補う。
- (8) 六地藏寺本「定」字无、身延文庫本に拠り補う。
- (9) 六地藏寺本「縦」〔位〕无、身延文庫本に拠り補う。
- (10) 昭和五十九年十月三・四・五日原本、昭和六十年八月二十・二十一・二十二日マイクロ写真本調査。
- (11) 小峯和明『江都督納言願文集』の世界(三)——中宮賢子追善願文をめぐって——(『中世文学研究』15、平成元・8)
- (12) 細田季男『江都督納言願文集』と唱導文獻(『中央大学国文』28、昭60・3) 付載の資料に拠る、原本未見。
- (13) 昭和六十一年七月二十四・二十五日原本調査。
- 〔付記〕 本稿は、平成三年度鎌倉時代語研究会夏期研究集会に於いて、口頭発表したものを基に纏めたものである。席上、小林芳規先生、沼本克明先生より貴重な御教示を賜わり、貴重本及びそのマイクロ写真本の閲覧に際して、金沢文庫、阪本龍門文庫御当局の御許可を賜わった。記して深謝申し上げる次第である。